

高須台町内会防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 高須台町内における不審者や街頭犯罪等の抑止を図ることを目的として設置する高須台町内会防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシー保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラは6台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図の通りとする。ただし、設置後、さらに必要とされる場所、撮影範囲が発生した場合、副会長会、役員会にはかり、次年度の町内会総会で承認を得て追加するものとする。

(設置者)

第3条 防犯カメラの設置者は、高須台町内会とする。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラ設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (3) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏洩等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移転等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 1 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理運用を行わなければならない。

2 管理運用責任者は、町内会長とする。

3 操作取扱者は管理運用責任者の指揮監督の下以外で、防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。

4 操作取扱者は、事務局長とする。

5 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下

「管理運用責任者等」という。)以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(画像の取り扱い)

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号による。

- (1) 画像の保存期間は、1 1 日間とする。
- (2) 保存期間が過ぎた画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取り扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わない。

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等(以下「設置者等」という。)は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は、不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等で無くなった後でも同様とする。

(画像提供の制限)

第8条 1 次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理運用責任者が提供の必要性を十分に考慮して適当と認めた場合を除き、第三者への画像提供は行わない。

- (1)法令に基づく、照会があった場合
- (2)個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急の必要がある場合
- (3)捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
- (4)本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

2 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1)提供日時
- (2)利用目的
- (3)提供先
- (4)提供する画像の内容

(記録媒体の取り扱いについて)

第9条 1 記録媒体の更新する場合、使用済みの記録媒体は再利用せず破砕して処分をすることとする。

2 破砕は管理運用責任者又は管理運用責任者の指示を受けた人物が責任を持って行う。

3 管理運用責任者は破砕処理時に破砕日時、処理理由、破砕写真を記録した破砕記録を残しておく。

(問い合わせ等の対応)

第10条 管理運用責任者は本人又は住民等から防犯カメラに関する問い合わせや苦情を受けたときは、その内容が、設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

(その他)

第11条 この運用規程に記載されていない事項は、「広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

付則

1. 規程の改廃

規程の改廃は、副会長会で協議の上、決定する。

2. 細則の制定

副会長会は、この規程を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。

3. 施行日

当該防犯カメラ3台が運用開始された令和元年12月16日をもって施行日とする。

当該防犯カメラ6台への改定は、令和5年4月1日から実施する。